

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6回期日(20221013)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告：山縣真矢 外7名

被告：国

原告河智志乃意見陳述要旨

2022年10月6日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告 河 智 志 乃

原告の河智志乃と申します。私は女性同性愛者で、同じ原告の鳩貝啓美とは、つれあって16年目になります。

1 異性愛を前提とする社会に翻弄されてきた人生

50歳になった私のこれまでは、異性愛を前提とする社会に翻弄されてきました。

私は子供の頃から、2つの混乱を抱えていました。ひとつは身体的な性別の違和で、もうひとつは同性とされる女子への恋愛感情です。混乱が大きくなった10歳の頃、国語辞典に「同性愛」が「異常性欲、性倒錯」と書いてあるのを見て、その恐ろしい言葉に立ちすくんだのを覚えています。

これはもはや、同世代の当事者に共通の経験と言えそうなほどよく聴かれる話です。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6回期日(20221013)提出の書面です。

異性愛だけが許され、歓迎され、「オトコどうし・オンナどうしなんてキモチワルイ」と嫌悪される風潮のなか、同性愛がどう扱われているか、小学生でも十分に感じとれます。私は、自分は異常なのかと怖くなり、否定的な気持ちで一杯になりました。それからは、好きでもないものを好きなふりをして、親や友だちに嘘をつき、仮面をかぶることを余儀なくされました。

恋人ができて、人目を避けて隠れるような付き合いで、未来に希望が持てずに別れてしまう。異性愛であれば、あるがままに周りに受け入れられ、困った時は助けを求めたでしょう。社会には異性愛の情報やサポートが溢れているからです。なぜ私たちは自分たちの恋愛を否定し、ともすれば自ら嫌悪してしまうのかと、苦しみは続きました。

2 この日本で、同性愛を受容すること、パートナーと出会うこと

それでも、私は「女性」であることを受容し、「同性愛」を肯定する過程を辿りました。内面化していた否定感情に気づき、少しずつ、女性同性愛（レズビアン）の名乗りを引き受けていきました。そこで出会ったのが、のちに私のパートナーとなる鳩貝です。「女性」で、かつ、「同性愛者」として生きることは、2重の差別と向き合うことになりましたが、鳩貝はレズビアンであることにプライドをもち、凛とした姿勢でセクシュアルマイノリティ女性のための活動をしていました。私は、鳩貝がどんなプロセスをへて自己肯定し、社会活動をするようになったのか、興味を持ちました。そして、そんな鳩貝の人柄にも魅力を感じたのです。

3 結婚届ではなく、遺言を書くしかなかったこと

私と鳩貝が、ともに将来を生きる相手だと思ったとき、ふたりが初めて作った書類は自筆の遺言書でした。当時、付き合ってから2年目で、異性カッ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6回期日(20221013)提出の書面です。

プルならば、それこそ「婚姻届」を出すタイミングです。いったい何が悲しくて、新婚のような2人が真っ先に遺言なんて用意せねばならないのかと、嘆きながら書きました。住んでいた家が私ひとりの所有だったため、鳩貝を法的に守る手段はそれしか思い当たらなかったのです。

4 親きょうだいへのカミングアウト

他にも、私たちは、自分たちでできる手を尽くしてきました。両親、きょうだいとの関係を作り直したのも、その1つです。

私たちのことを理解してもらい、セーフティネットになってもらうためにも、親へのカミングアウトは必要だと思いました。とは言え、親子だからこそ、それには相応の苦勞がありました。

両親にカミングアウトをした時、父は、『同性愛』という言葉は、言うのも聴くのも抵抗がある」と言いました。母は「多様な生き方があってもいい」と言ってくれたものの、私がレズビアンイメージを訊くと、「レズビアンは、髪長い女性どうしが暗い部屋で抱き合っている印象」だと、「ポルノ」と紐づいていました。その後、両親は少しずつ理解してくれましたが、ある時は、甥っ子や姪っ子に、私たちふたりの関係を明かさないで欲しいと言われ、激しい口論もしました。

しかし、このような口論や、私たちの関係を隠されたこと、お互いの理解に費やした年月は、いったい誰が悪かったと言うのでしょうか。

それでも両親は、刷り込まれた偏見を取り払い、いまは鳩貝の親とも親戚のように接してくれていることには、感謝しかありません。

5 ふたりの日常

現在、16年目となる私と鳩貝の日常は、いたって「フツウ」です。私たちはよく街歩きをします。下町や都会を歩いたり、木陰に座ってお茶

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6回期日(20221013)提出の書面です。

を飲んだり、気になるお店でランチを食べたりします。同じブランドのTシャツに、帽子にリュックで、「なんだかそっくりだね」と笑い合うくらい、私たちは似ています。時折、すれ違う男女の中年夫婦も同じようで、「伴侶が似てくるのは性別を問わないのかもね」と、振り返りながら話すのです。春も夏も、秋も冬も、季節を共にしながら並んで歩く。時々、深い話をしたり、悩み事を相談したり、将来の話をする。そして、ちょっと喧嘩したり、そっと手をつないだりする。私たちは、お互いに信頼し合い、愛し合っていて、異性のカップルと何ら違いはありません。

6 暮らしの中で受ける差別

ただ、生きていく上では、差別や、同性愛者との圧倒的な違いがあります。

たとえば、私が勤めた会社では、取締役の上司から、私が同性愛者として、インターネット上に顔や名前を載せるのをやめてくれないかと言われました。私の名前を見たお客様が、ネガティブな印象を持ち、会社に連絡が来たらどうするのかと言うのです。私は早々に退職を決意しました。

また、住宅ローンを借りようとした時、ある銀行には「親族」の関係しか対応しないと断られました。さらに、保険会社には、入院した鳩貝の書類を私が取り寄せる際に、「あなたはご家族の方ですか？」と問われ、同性パートナーだと告げると手続きを拒否されました。私の保険でも、鳩貝は「3親等以内の親族ではないので、指定代理人にはできない」と言われ、私たちの関係について詳しく手紙に書いて要望しました。こうした大事な場面ほど、結婚できないという「法律の壁」があるのです。

7 命は有限であるということ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6回期日(20221013)提出の書面です。

昨年の3月、この東京2次訴訟がはじまって2ヶ月後に、私に病気が見つかりました。突然の「がん」の告知に、私は恐怖と不安で押しつぶされそうになり、鳩貝に支えてもらいながら、手術をすることになったのです。そんな時でも気がかりだったのは、病院に「同性パートナーが配偶者と同様に扱われるか」という一点でした。

病院選びは本来、専門性や実績、環境や距離で判断しますが、私たちの選択肢は限られました。確実に同性パートナーを配偶者と同じに扱うことを優先したからです。そして、私たちはふたりの関係を証明できそうな書類をすべて持って、病院にカミングアウトをしました。

すると、病院の担当者は、こう言いました。

「他の医療機関が一律に対応していない現状は把握しております。しかし、私どもの病院では大丈夫ですのでご安心ください」と。このことは、私たちにとって大きな救いでした。

実際はコロナ禍のため、鳩貝は病院に入れませんでした。しかし、ロビーで鳩貝と離れてしまう時、看護師の持っていた書類の一番上に、鳩貝が「内縁者」と書かれていて、それを見た時の安心感は代えがたいものでした。

おそらく異性の夫婦ならば、気にも留めないことでしょう。けれども、私たちには一大事なのです。私はパートナーである鳩貝に、当たり前私に私の命を預けること、守ってもらうことが、どれほど安心できたか身をもって感じました。

この訴訟の原告には、病気を経験しているひとが1人や2人ではありません。それは、パートナーと、お互いの命にかかわる場面や、緊急時のリスクに直面して大きな不安を経験し、その状況を変えたいと考えたからに他なりません。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6回期日(20221013)提出の書面です。

しかし、2019年にこの訴訟がはじまってからも、一次原告の佐藤郁夫さんは願いが叶わぬまま亡くなりました。また、今もこうして私のように裁判のさなかで病気を患う者もいます。そして、落ち込んでいた私に声をかけ、この訴訟に懸命に思いを寄せていたレズビアンの先輩も、昨年、この世を去ってしまいました。誰しも1年後にまたここにいるとは限らないのです。

人生は、命は、有限です。

私はこの裁判に何年もかけて良いとは思えません。望みを託しているひとが大勢いるのです。

8 裁判への思い

どんな時も当たり前前にパートナーのそばにいられること、どちらかが動けなくなったら家族として支えること、財産を相手に遺せること。これは最低限のことではないでしょうか。

結婚は「安心」のパッケージで、その安心があるから「幸せ」がついてくると私は思います。同性どうしの結婚が叶えば、多様な「かぞく」が身近な存在になり、差別や偏見が打ち消されていくことでしょう。今を生きる当事者はもちろん、次の世代は、性別がどうあれ、望む相手と結婚できる社会へと成熟すべきです。

自治体レベルでは、いわゆるパートナーシップ制度が広がり、世論も変化しています。しかし、国会では、抽象的な「伝統」だけに固執し、同性愛者への偏見を助長する議員もいます。いまだ、同性愛者が差別され、安心を脅かされる状況に、いつまで耐えなければならないのでしょうか。

いま私は、国語辞典の同性愛の記述に怯えた10歳から、40年が過ぎてここに立っています。

人権を保障する「最後の砦」、この司法の場でおたずねします。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6回期日(20221013)提出の書面です。

法の下に明るく道が照らされているのは、男女からなる「家族」だけで
しょうか。

どうか、ここに座っておられる裁判官の方々には、判断を先延ばしにせず、「社会通念」という尺度ではなく、目の前の人権を守っていただけますよう、お願い申し上げます。

以上